

中野区教育委員会会議録 平成24年第15回定例会

○開会日 平成24年5月11日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 10時20分

○出席委員（3名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎	
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい	欠席
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次	
中野区教育委員会委員	山 田 正 興	
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子	欠席

○出席した事務局職員（8名）

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事（子ども教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	石 濱 良 行
副参事（学校教育担当）	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事（知的資産担当）・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事（学校・地域連携担当）	荒 井 弘 巳
副参事（子ども教育施設担当）	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

高 木 明 郎

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 4人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第25号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第 1 5 回定例会
(平成 2 4 年 5 月 1 1 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第15回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、大島委員が欠席です。また、田辺教育長が公務出張のため欠席です。その他の委員は全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

さて、これから蒸し暑い季節を迎えますが、節電の取り組みの必要から、本年度のクールビズ期間は5月から10月までとされております。そこで、教育委員会の会議においても、今後は暑さをしのぎやすい服装で出席することにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

高木委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第25号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

学校教育担当宇田川副参事、議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

お手元に配付しました、第25号議案につきましてご説明をいたします。

提案の理由としましては、学校薬剤師に係る休業補償等の補償基礎額を改定する必要があるということでございます。

説明につきましては、お配りしております資料に沿ってご説明をいたします。

条例の目的でございます。この条例につきましては、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償の範囲とか金額、支給方法などの必要事項を定めるということを目的としているものでございます。

改正の理由でございます。今回、東京都の職員の給与に関する条例が改正されております。

す。これを受けて、東京都が都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正いたしました。これを受けまして、中野区の条例につきましても、東京都の条例とあわせて、金額等定めておりますので、中野区の条例で定める補償基礎額について改正するというものでございます。

なお、この補償基礎額につきましては、地域手当を含む月額給与を基礎に算出をしております。

改正の内容でございます。こちらに示しましたとおり、学校薬剤師のみについての補償基礎額の改定というふうになります。金額の改定につきましてはこちらにお示ししましたとおりでございますので、ご確認いただけたらと思います。

施行の時期につきましては公布日からということで施行いたします。

新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただけたらと思います。ただいまご説明しました金額に関する新旧対照表は裏面になります。第3条にかかわる別表ということで、こちらの表で左側が改正案、右側が現行となっております。改正部分、下線をつけております。

学校医と学校歯科医については、今回改正はございません。

新旧対照表の表面に戻ってごらんいただけたらと思います。経過措置を設けております。この基礎額の適応につきましては、施行日前に支給すべき事由が生じたその他公務災害補償の補償基礎額については、今回のこの表の規定にかかわらず、従前の例によるということで、経過措置を設けております。

私からのご説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

山田委員

今回の改定は学校薬剤師にかかわることでございますけれども、小学校、中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償、これは毎年のように改定が行われるのですけれども、その根拠はやはり、職員の給与手当が毎年のように変わるということが改正の大きな根拠になっているとお伺いしましたが、そのとおりでございますか。

副参事（学校教育担当）

委員、おっしゃるとおりでございます。

昨年につきましては、これに加えて介護保険の制度改正ですとか、大震災にかかわる制

度の、そこに適応させるための制度改正等もございましたので、それで昨年度は給与改定に加える改正がございましたけれども、基本的には職員給与改正に伴って改正していくという手続が必要になっていくというものです。

高木委員長

私から1点。

施行期日が公布の日から施行ということになっておりますが、公布の日はいつごろの予定でしょうか。

副参事（学校教育担当）

こちらにつきましては、第2回区議会定例会で条例の改正の議案を提出いたしますので、第2回定例会で議案が可決されてということになります。

山田委員

私も実際には学校医をしているわけなのですが、こういった公務災害が発生した場合に、この補償をだれが申請することになりますか。本人でしょうか、それとも学校側が認定するのでしょうか。その辺を教えてください。

副参事（学校教育担当）

こちらの申請については、学校医の方から申請をいただき、そこから手続が始まるということになります。

山田委員

もう1点ですが、このような公務災害手当があるということ自体を知っていらっしゃる校医とか少ないと思うのです。ですから、何らかの方法で知らせていただかないと、本人が申請することになりますので。私、現場にいてもなかなか難しいのかなと思って。いかがでしょうか。

副参事（学校教育担当）

こちらの制度につきましては、実際にご利用された事例というのがほとんど——ほとんどというか全くない状況でございますけれども、周知につきましては、学校を通しながら、私どものほうで委嘱もさせていただいておりますので、その手続の際にご案内していくというようなことをさせていただきたいと思っております。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第25号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査が終了いたしました。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

私のほうから。

まず、前回4月27日の第14回定例会以降の主な委員の活動について報告いたします。

5月2日水曜日、中野中学校開校記念式典があり、大島委員、山田委員、田辺教育長が出席しました。

また、5月9日水曜日、平成24年度中野区立中学校教育研究会総会があり、大島委員と田辺教育長が出席しました。

私からの報告は以上です。

それでは、山田委員お願いします。

山田委員

私は、4月27日、中野区医師会において、学校医の研修会がございまして、そこで、私のほうから講演をさせていただきました。

今まさに学校医の職務としての一つであります健康診断等が学校で行われているわけですが、実は、東京都医師会では、学校医のための「学校医の手引き」というのをつくっておりまして、第7版が昨年の秋に発刊されました。

これは、学校保健法が学校保健安全法にかわったということもありまして、それが改定されて、手引きについて第7回目の改訂版をつくったわけで、それに沿って学校医の職務

について、もう一度確認する意味での研修会を行ったわけでございます。

当日は学校医が中心となってこの研修会に参加をしていただきました。

大きな改正点としては、学校保健法が学校保健安全法になって、学校の中で安全というものがさらに強化をされたということに基づいての学校の職務の話でございます。

また、最近になりまして、例えば、この間もちょっとお話ししました感染症の出校停止期間等について、インフルエンザなどが少し改定されましたので、学校のほうにはおとと
いですか、文部科学省からの通知がきておりましたけれども、そういった新しい取り決め
に対して、学校医にもきちんと周知しなければいけないということでこの研修会を行いました。
それが4月27日に行われました、学校医研修会でございます。そのときには田辺教育
育長並びに宇田川副参事にもご出席いただきました。ありがとうございました。

5月2日です。先ほど委員長がお話しされましたように、中野中学校の開校式がござい
ました。中野中学校はご承知のとおり、この4月に旧第九中学校と旧中央中学校が統合し
まして、現在の第九中学校の位置に新しく開設をした新校でございます。

1学年、2学年、3学年とも4クラスのクラス構成で、生徒数は458名ということで、中
野区で一番大きい中学校となりました。

制服も新しくなりまして、また、非常に洗練されたデザインの、本をモチーフにした新
しい校章も決まりまして、子どもたちも、新たな学校に今通っているわけでございます。

そういった意味で、新しい校歌もそのとき聞かせていただいて、子どもたちは新しい環
境の中で、また、新しい仲間と一緒にこれから新しい学校づくりをしてくれるので
はないかというふうに期待しております。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

特にございません。

高木委員長

委員からの、以上の報告につきまして、何か補足、質問、ご発言ありますでしょうか。

山田委員

まさしく学校医の職務ということで、研修会をしたのですけれども、今、まさに学校で
は、学校の検診が始まっています。最近、私も中野区立の小学校の学校医をしていますの
で、検診の様子を少しだけお話をさせていただきますが、私は小学校の学校医でございま
すので、各学年、各クラスごとに主に内科の検診をしているわけですが、今までは

男女一緒に診察することもあったのですが、最近では、3年生以降ぐらいになりますと男女別にします。それから、小学校4年生ぐらいになりますと、女儿の場合にはつい立てを利用して、一人一人そこで着衣を脱いでいただく。ただし、下着等はつけたままということも行っております。そういった中で、本来であれば側弯などの検診を一緒にしているわけですが、着衣のままですというのなかなか難しいところでもありますけれども、無理強いしないようにして、子どもたちの羞恥心をあおらないような形での検診を行っています。そういった関係で、今までと比べて少し時間がかかるかなということがあります。中学ではもっと大変なことが起きているのかなというふうな気がいたします。

私は別の中等教育学校の学校医をしておりますけれども、そういった場合には、完全に個人のスペース的な形で教室をレイアウトしまして、そういった形での検診を行っているというのが今の現状でございます。

ただ、子どもたちはきちんと指示に従って、しっかりとした検診を受けていただいて、また、そのときに何か疾患が疑われた場合には、お手紙を出して6月の末までに学校に返事いただくというような形で今、検診を行っています。

補足させていただきました。以上です。

高木委員長

ちょうど、私の2人の息子も健康診断で歯科に行きなさいという連絡をいただいて。そういうのがあると、子どもと、「ことしは身長が何センチ伸びたよ」みたいな話ができて非常にいいと思うのです。

指導室長にお聞きしたいのですが、中学校は基本的に男女別で着がえを思うのですが、小学校の——つぶさには把握はされていないかと思うのですが、大体何年生ぐらいから男女別に着がえるものなのでしょうか。

指導室長

おっしゃるように、学校によって多少の違いがあるかとは思いますが、大体4年生ぐらいからですね。学校によっては真ん中にカーテンを引くような工夫をする学校もあれば、教室に余裕があるような学校は、女子の更衣室を別に設けてそこで女子は着がえる、男子は教室で着がえるというような形をとっているかと思えます。

高木委員長

中学校になりますと、偶数の場合、2クラス合同にして、例えばA組とB組と一緒に体育をやるようにして、A組で男子が着がえてB組で女子が着がえる。体育館を使う場合は

そこに更衣室がある場合もあると思うのですが、なかなか小学校だと難しい、空き教室がないのですか。

指導室長

空き教室がある学校は先ほど申し上げたように、そこで更衣室的に使うのです。ただ、いっぱいいっぱいの学校も中にはありますので、そうした場合には先ほどのような工夫をしています。

中野区の学校はどのくらいの割合でそれをやっているかというのはちょっと済みませんが、今、つかんではおりません。

山田委員

健康診断と言いますか、私として非常に大切にしているのは、ご家庭——保護者の方からいただく保健調査票というのがあるのです。これには、お子様の今までのいろいろな、例えばアレルギー歴が書いてあったり、保護者の方から、こういうところに注意してくださいというような書き込みがあるので、それを注意しながら、それを担任と保健主事、もしくは養護教員に伝えて、情報を共有すると。ただしこれはまた、プライバシーのことがありますので、その辺を非常に、現場としては難しいことでもありますけれども、個人に注意しながら、そういった情報を共有していくということを常としております。ですから、ご家庭において、保護者の方がそういった保健調査票にきちんと記入していただいて、それは期日までに学校に届けていただくと。これは私は非常に大切だなと思っております。

高木委員長

山田委員にお伺いしますが、それは毎年、毎年、新しいものを出すものなのでしょうか。

山田委員

基本的には、保健調査票でございます。ただ、特に小学校1年生のときのものが大切です。その後のことは、何か追加することがあれば、という書き込みが来る場合もございます。例えば、ことしになって、大きなけがをしたのでということがあったりすると。それから、こういった疾病が見つかったのでと書き込む。そういったことで保健調査票というのは活用できると思っております。

高木委員長

5月9日の中教研の総会ですが、指導室長、どんな感じだったか報告いただけますでしょうか。

指導室長

最初の総会ですので、ごあいさつがあるだとか、昨年度の事業の報告、それから決算報告、今年度の事業報告、決算報告という形で、いわゆる本当に、特別に中身があることを検討するというものではなくて、今申し上げたような報告が中心ということです。

その後、各分科会に分かれるような部もありまして、そこで今年度の体制の確認ですとか、研究の進め方についての話し合いがされたというふうに聞いております。

高木委員長

ほかに質問がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

事務局からの報告はありますでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、以上で本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第15回定例会を閉じます。

午前10時20分閉会